

北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会（第1回） 議事録

1 日 時

令和元年(2019年)10月24日(木) 13:20~14:40

2 場 所

道庁本庁舎12階 道民生活課会議室

3 出 席 者

別添出席者名簿のとおり

4 議 事

(1) 北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会の運営について

ア 指定管理者候補者選定委員会について

- ・事務局から、指定管理者制度について概略を説明(資料なし)。
- ・次に、「指定管理者候補者選定委員会」について、資料10(別添7)の5「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に沿って、委員会の組織、体制等について、事務局から説明。
- ・委員から意見、質問等は特になし。

イ 委員長、副委員長の選定について

- ・委員による互選の結果、委員長は広瀬委員、副委員長は斎藤委員にご就任いただくこととなった。

ウ 北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会運営要領について

- ・事務局から、委員会の運営に関連して、資料1の「北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会運営要領」について概要を説明。
- ・委員から意見、質問は特になし。

(2) 北海道立女性プラザの概要について

- ・事務局から、資料2(公募要項)の1ページ、資料4(女性プラザの概要)により、道立女性プラザの設立、施設・設備や利用状況、運営経費、事業内容などを説明。

【質疑・審議】

- ・委員から意見、質問等は特になし。

(3) 公募の内容、申請の条件及び指定手続のスケジュールについて

- ・事務局から、資料2(公募要項)の1~9ページ、資料5(リスク分担表)、資料6(要求水準書)により、公募の内容、申請条件、指定手続のスケジュールを説明。

【質疑・審議】

- ・〔佐藤委員〕今回指定期間が5年になったことで、長い期間の中、途中で選定された団体がどのように事業を見直していくのかということについて、審査の項目には入るのか。リスクの面で5年になったことにより実際に事業を継続することができる申請者なのかどうかを判断できるのか。
- ・〔事務局〕申請書類の中には財務状況に関する書類の提出も求めており、そこで評価することになる。
- ・〔佐藤委員〕今の女性プラザに求められているものが今後変化していった場合、それにあった形にどう変えていくかということも含めて評価には必要になってくるが、その能力評価はどうやっていくのか。
- ・〔斎藤副委員長〕申請書類を見ないと分からないが、業務計画書を見て判断し加点することになる。
- ・〔事務局〕過去の提案では、社会情勢の変化に合わせて男性の事業を増やす提案もあり、そういった提案が加点の対象になる。

(4) 審査及び選定について

- ・事務局から、資料2（公募要項）の10ページ以降、資料7（指定管理者候補者決定基準）により、選定基準、審査方法、指定管理者候補者の選定方法等について説明。

【質疑・審議】

- ・〔斎藤副委員長〕選定委員は必須項目審査と加点項目審査の両方を審査することになるのか。
- ・〔事務局〕加点項目審査のみの審査となる。
- ・〔斎藤副委員長〕資料の7の5ページ必須項目審査に係る審査項目③のc)【審査及び財務の状況】についても選定委員は直接関与はしないのか。
- ・〔事務局〕直接関与することはない。
- ・〔斎藤副委員長〕申請書類を拝見することはできるのか。
- ・〔事務局〕見ていただく分には問題はない。むしろ、斎藤副委員長にはこの点に関して専門的な立場から助言を頂くことがあるかもしれない。
- ・〔斎藤副委員長〕スケジュールについて1月8日に行う選定委員会では、申請者に対するヒアリングやプレゼンが行われるということでしょうか。
- ・〔事務局〕そのとおりである。
- ・〔佐藤委員〕団体であれば法人であるかどうかは問わないとなっているが、どのような団体を想定しているのか。
- ・〔事務局〕法人格は持たないが、NPOのようなところを想定している。
- ・〔佐藤委員〕えるぼし認定企業は加点の対象となるのか。申請に際し、運営金額の最低限の価格は設定していないのか。
- ・〔事務局〕えるぼしだけに限らず、企業のこれまでの取組についても加点の対象となる。価格については、ラインは設けていないが、価格を下げたことにより対応する業務ができなくなるようなことがあれば、評価は下げざるを得なくなる。

- ・〔佐藤委員〕資料2の5ページにある積算内訳で常勤職員3名、非常勤職員1名となっているが、これは規定なのか。
 - ・〔事務局〕あくまで積算のために設定しており、このとおりにしなければならないものではない。
 - ・〔広瀬委員長〕職員配置も応募する団体によって変わるのか。
 - ・〔事務局〕変わってくる。
 - ・〔佐藤委員〕あまりに人数が少ない場合、提案内容が可能かどうかを審査することになるのか。
 - ・〔事務局〕そのとおり、ヒアリングで確認することができる。
 - ・〔佐藤委員〕申請書の提出期限が12月26日までとなっており、次回委員会が1月8日となっているが、内容を審査するにあたり日程的に厳しいのではないのか。
 - ・〔広瀬委員長〕1月8日というのは厳しいので、もう少し日にちを延ばせないのか。私たちの手元に届くのが年明けとなると申請内容を吟味できない。
 - ・〔事務局〕日程については再調整させていただく。
 - ・〔佐々木委員〕現在の女性プラザの人員はどのようになっているのか。
 - ・〔事務局〕常勤1名、非常勤7名である。
 - ・〔佐々木委員〕光熱費が「0円」になっているのは、かでの全体を管理しているところが負担することになっているのか。
 - ・〔事務局〕そのとおりである。かでの2・7で負担しているため計上されていない。
 - ・〔佐々木委員〕修繕費が5千円となっているがどのようなものを想定しているのか。
 - ・〔事務局〕修繕費については、これまで積算されておらず今回追加した項目となる。女性プラザは、かでの2・7に入る一施設であるため建物の修繕という考え方はなく、開設から30年近く経ち、備品等の破損について修繕費のあり方が検討されることとなり、新たに修繕費についても積算することとなった。実際、これまで女性プラザではソファやドアノブ、ブラインドの破損といったものの修繕を行っている。
 - ・〔佐々木委員〕5千円で直せるのか。
 - ・〔事務局〕過去の修繕実績から積算することとなり、当局としても財政部門と協議したが5千円しか計上できなかった。
- ・最後に、広瀬委員長から各委員に対し、事務局が提示した公募内容、申請条件、選定基準・方法で差し支えないか確認し、了承が得られた。

5 その他

- ・事務局から委員に対し、男女平等参画審議会において「女性プラザ」の名称が女性限定施設であるかのような誤解を招いていることから、名称変更に関する意見が出されており、現在、関係部局と協議している旨を説明した。
- ・第2回委員会については、当初、令和2年1月8日で日程調整を行っていたが、委員から意見があったとおり、申請書類の審査について時間を確保するため、再度日程を調整の上、開催することとした。

(14:40 終了)